

### 3 円山遺跡出土の烙印について

#### 1) 丸山遺跡の「有」字烙印の構造（第49・50図、第18表）

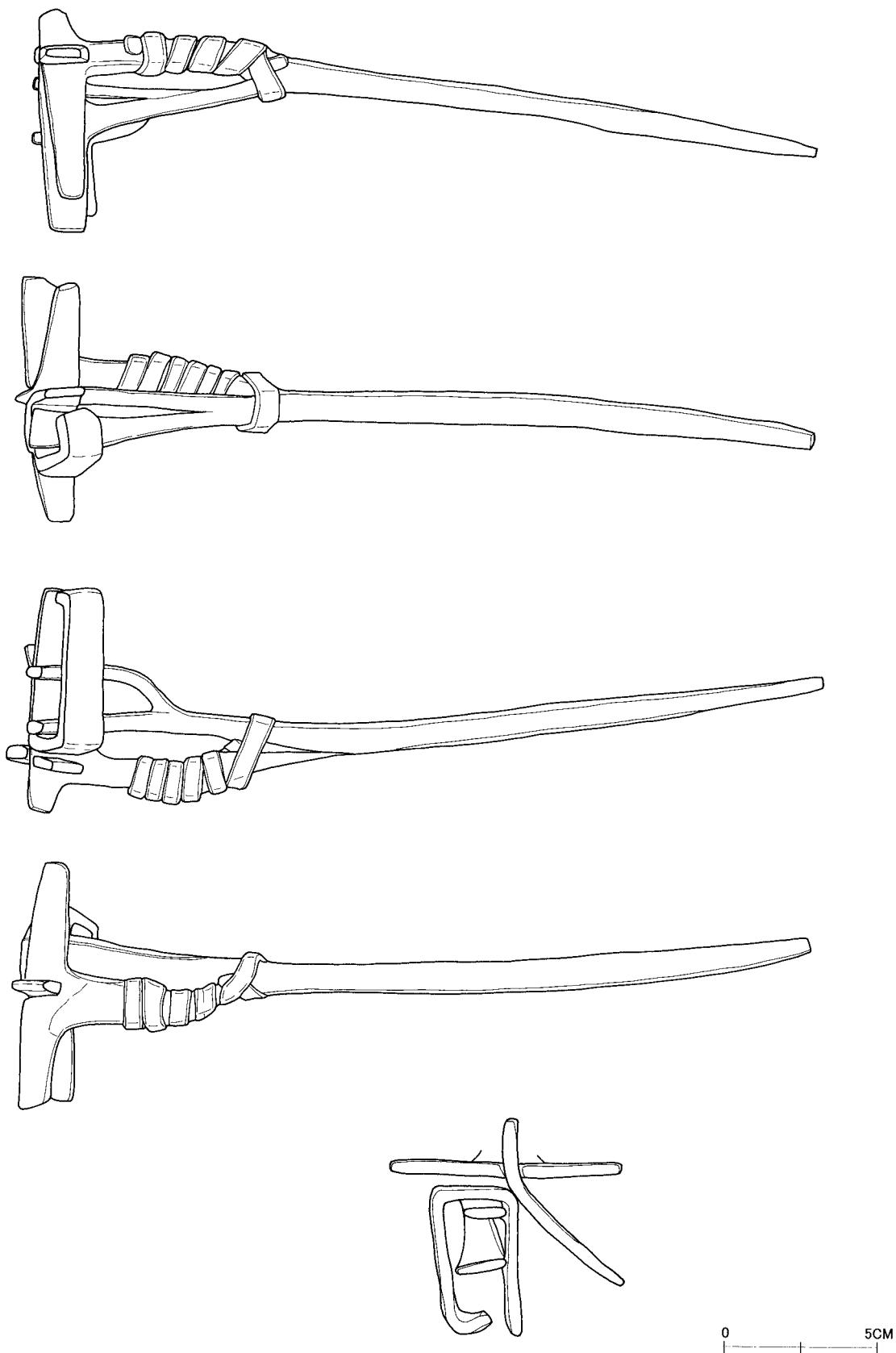
烙印は出土状態から一旦清掃され保管されていたが、平成元年までに当時の埼玉県立歴史資料館記録保存室の協力を得て大里村で保存処理がなされた。その後、銹の進行が進んだこともあり、平成21年度に熊谷市で再度保存処理をしている。二度のクリーニングにより観察し易くなったこともあり、あらためて烙印本体の構造・製作過程を考えることとした。

「烙印」については、「焼印」として報告される例もあるが、古代の牛馬私印と想定する立場から、文献にも見える「烙印」とする（註1）。また、烙印の部分名について、ここでは形状の特徴と使用法から、「印面」－「茎」－「柄」により構成されたと考え、その部分名で説明している。「印面」は文字の場合、裏文字で作られほぼ平面となる。「茎」は印面を構成する字画部品を支持する梁状の部分で、複数の小茎を束ね一本とするものや、小茎を派生させず文字を構成するものは単独の茎で支持している。また、茎の末端には柄となるべき木製の把部分が本来存在していたもので、木質等の遺存から木柄の存在が想定される場合、この取り付け部分を「柄」とする。



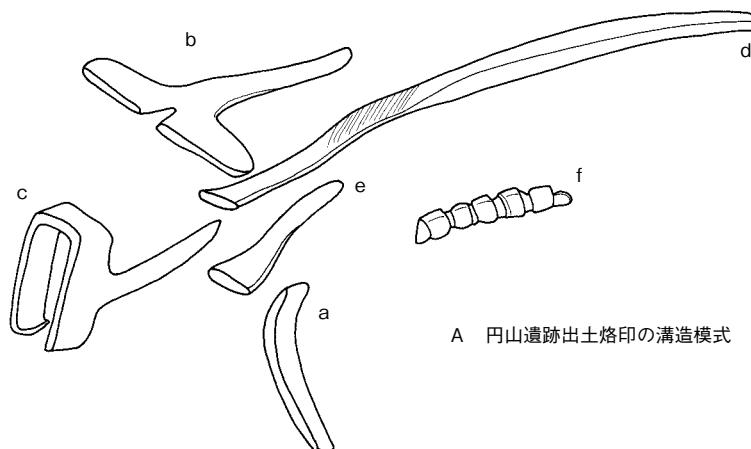
円山遺跡の烙印の構造を見てみよう。烙印は鉄製で6個の鉄片から構成されている（第50図A）。いずれも棒状鉄片を延伸した板状の部品を組成し、その側縁と末端を「有」文字の字画に相当させて全体の字画・字形を形作っている。この字画部分の部品から延伸させた小茎を主茎となる一茎イに集約させる。印面は大きく「ナ」字画と「月」字画の二つの部分からなり、それぞれの字画に相当する小茎を鍛造接着させた後、「月」字画の小茎に「ナ」字画の小茎を載せて鍛造接着させている。板部の厚みは約4～3mm、端部は2mm程度となる。幅は1.2～1.6cmで端部は丸みを持つ。「有」文字の画数は6画で、文字の筆順は第①画「ノ」、第②画「一」、第③画「ノ」、第④画「フ」、第⑤画「一」、第⑥画「一」とされる。第50図の模式図では第①画-a、第②画-b、第③④画-c、第⑤画-d、第⑥画-eに相当する。「門」部分は構造上一本の鉄板材を用いるが、他は、一画一部品を当てて製作され、字画部から延伸させた小茎をdの茎に束ねた後、部品fを鍛接して巻きつけることで補強している。細部の観察では、dは中央部を切り欠きaを挟み込んで「ナ」画をつくる。「月」画とは近接しているが接合されてはいない。「=」画もややバラついているが、「門」画とは接合されていない。現状では、「ナ」画と「月」画の間が、かなり狭まっていることから、土圧等の力によって変形したと考えられる。当初、各部品は印面として、ほぼ平坦に調整され、バランスよく配置されたものと考えられる。その大きさは7.6cm方形に収まるものと思われる。

このような製作手法は鍛造-組合-結節型（I-B-イ型）というべきで、表中の出土例や図示した落川遺跡の「土」文字烙印、荒砥洗橋遺跡の「太」文字烙印でも観察される。同時代に多くの出土例がある「銅印」では鋳造による製作が一般的だが、烙印は鍛造による製作が多くの遺跡で採られていることが出土事例から知られる。その理由は、①銅と鉄の素材入手の簡便さにもよること、②鉄材は加熱しても変形の少ない使用方法に耐えること、③集落内での鍛冶が相当行われ製作は比較的容易であったことが、鍛冶遺構や他の鉄製農具のあり方などから推測できる。これらの三点だけでも鍛冶による鉄加工の在地性を想定できるだろう。当該烙印も本遺跡あるいは、帰属する主要集落での製作になると考えられる。

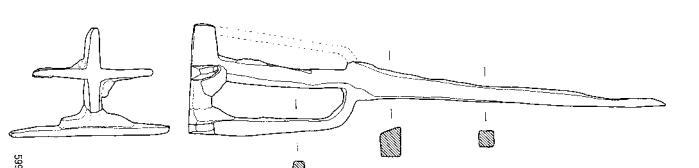


第49図 円山遺跡出土烙印実測図 (1/2)

円山遺跡



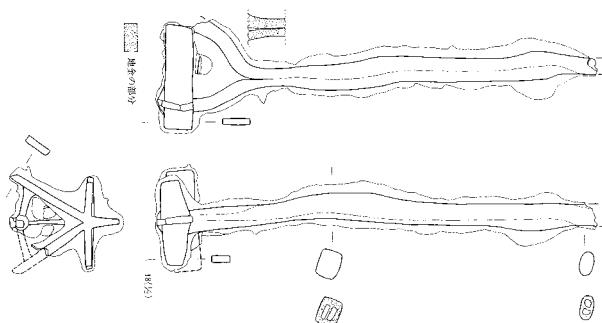
A 円山遺跡出土烙印の溝造模式



E 「土」落川遺跡出土烙印

有

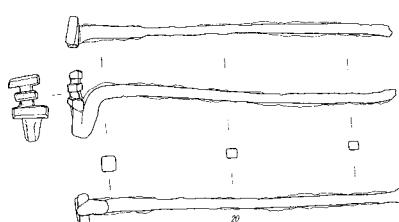
B 円山遺跡烙印の「有」印面



F 「太」荒砥洗橋遺跡出土烙印

有

C 「有」文字 六朝諸碑



G 「王」構之内遺跡出土烙印

有

D 「有」文字 中嶽靈廟碑  
出典 C、D『五體字類』より

第50図 「有」文字、烙印実測図・模式図

第18表 古代出土烙印の一覧

番号	遺跡の属性					形式分類				備考	文献	
	名称	出土地	性格	遺構	時代	文字	製造	印面	茎	材質		
1	円山遺跡	埼玉県熊谷市	集落	17号住居	9世前半	有	鍛造	組合	結束	鉄	78×67-264	
2	北坂遺跡	埼玉県深谷市	集落	13号住居	9世後半	中	鍛造	一体	一体	鉄	51×34-97	4
3	落川遺跡	東京都日野市	集落	9号土壙	9~11世紀	土	鍛造	組合	結束	鉄	57×81-250	24
4	中耕地遺跡	東京都調布市	集落	3号住居	平安中期	七	鍛造	組合	一体	鉄	26×34-249	11
5	武藏国府跡	東京府中市	国府	住居跡	10世紀中頃	吉	鍛造	組合	結束	鉄	39×45-250	
6	川島谷遺跡	東京都町田市	集落	遺構外	11世紀中頃	山	鍛造	組合	結束	鉄	29×34-161	7
7	高浜広神遺跡	群馬県榛名町	集落	32号住居	9世紀	第	鋳造	一体	一体	鉄	50×40-40	27
8	荒砥洗橋遺跡	群馬県前橋市	集落	9号住居	10世紀前半	太	鍛造	組合	結束	鉄	58×52-216	15
9	八木連荒畠遺跡	群馬県妙義町	集落寺院	20号住居	9世紀前半	泳	鍛造	組合	結束	鉄	35×41-132	16
10	矢田遺跡	群馬県吉井町	集落	647号住居	9世紀後半	上	鍛造	組合	接合	鉄	40×35-108	19
11	堀越中道遺跡	群馬県大胡町	集落	3号住居	9世紀後半	立	鍛造	組合	結束	鉄	60×71-230	23
12	白井北中道遺跡	群馬県渋川市	集落	53号住居	9世紀前半	口	鍛造	組合	結束	鉄	55×30-150	
13	並木遺跡	群馬県安中市	集落	住居跡	平安時代	東	鍛造	組合	結束	鉄	75×75-	
14	池子遺跡	神奈川県逗子市	集落	埋没谷	平安時代	土	鍛造	一体	一体	鉄	×-120	26
15	向原遺跡	神奈川県平塚市	集落	SX01	9世紀後半	π	鍛造	組合	一体	鉄	37×32-187	6
16	中原上宿遺跡	神奈川県平塚市	集落	16号住居	9~10世紀	井	鍛造	組合	接合	鉄	33×22-230	5
17	構之内遺跡	神奈川県平塚市	集落	3号戸戸址	9~10世紀	王	鍛造	組合	一体	鉄	29×32-173	28
18	上村田小中遺跡	茨城県大宮町	集落	8号住居	10世紀	丈	鍛造	組合	一体	鉄	80×82-330	14
19	金木場遺跡	茨城県日立市	集落	47号住居	8世紀末	子	鍛造	組合	接合	鉄	111×82-	18
20	狐原遺跡	山梨県上野原市	集落		平安時代	山				鉄		
	藪田遺跡	群馬県月夜野町	集落	遺構外	不明		鋳造	一体	一体	銅	30×35-35	9
	屋敷内C遺跡	群馬県太田市			近世か							

なお、全体の字形は、「ナ」画を大きくする字形からすると、当時知られていた六朝から唐代の書体に近い印象を受ける。当時の識字の度合によるであろうが、落川遺跡では多数出土している「土」の墨書き器と烙印の字画が近似しており、遺跡内で認識されていた字形が反映しているとみられる。なお、落川遺跡での「土」は集落を表象する文字と想定する向きもあるが、本遺跡を含め類例に乏しく集落の表象としての文字の存在には円山遺跡では踏み込む準備がない。

前記の製作上の特徴を挙げてきたがその特徴を整理すると以下のようになる。

- イ. 鉄製 鍛造 棒状素材から板状材とし文字の字画部品を作出する。
- ロ. 字画部品は打ち延ばした板状材の側縁を字画部をとし、一方に支持のための小茎をつくる。
- ハ. 字画部品の小茎から茎に強固に束ねて強度を保ち文字を構成する。
- ニ. 茎の末端の鋭化が顕著であり、この部分が柄の木質部と想定された。

第18表は烙印の出土遺跡を集めたもので、形式分類については、1-製造（製造方法）、2-印面（印面の構造）、3-茎（茎の構造）、4-材質（使用素材）の視点により類別し表中に略記した。

- 1、製造方法 I類- 鍛造法 II類- 鋳造法
- 2、印面の構造 A類- 一体型 素材一体で印面を構成する  
B類- 組合型 素材を複数使い組み合わせて印面を構成する
- 3、茎の構造 ア類- 一体型 印面から茎まで一の素材から造る  
イ類- 結束型 印面を構成する文字部品を茎に束ねる  
ウ類- 接合型 別造の印面部に茎を接合する

## 円山遺跡

円山遺跡烙印に比較的近似している群馬県荒砥洗橋遺跡9号住居出土の烙印を例にとって比較してみる。荒砥洗橋遺跡例（第50図F）は印面「太」をI-鍛造、B-組合、イ-結束の型式で造られる。「太」は4字画であり、筆順は①「一」、②「ノ」、③「へ」、④「、」である。これに対応する部材は、①「一」が、②・③には一片の鉄板材を折り返して鍛接することで「人」状に整形された部材を作り、①に組み込む。これは実測図からは見極めがたいが同報告書掲載のX線写真から、①を切り欠いて②③を組み込んでいると推定される。最終画の「、」は「、」のみを梁状に作り出して茎に鍛接して造り出す、その際「人」字画と「、」の強度を高めるためそれぞれの字画から小茎を延伸して互いに接合している。この「太」烙印にみる結束組合による製作法は円山遺跡「有」烙印と共に複雑な文字（画数の多い文字）にも適している。

他の出土烙印でも円山遺跡と素材から製造工程を同じくするものが比較的多いとみられるが、細部の意匠、特に字形をデフォルメする点では安中市並木遺跡の「東」例など好例である。鍛冶工人独自の創意による印面字画は組合型又は結束型によって製作している場合が多く、矢田遺跡の「上」例など字画の少ない場合には一体型が多いようである。なお、銅印に多く用いられる鋳造製印面の場合は、字画にはあまりとらわれず様々な文字が鋳出することが可能だが、烙印に使用される例は少数と考えられる。

## 2) 円山遺跡と牛馬牧の存在

円山遺跡でとくに注目された「有」文字烙印は、本遺跡の性格および烙印の歴史的意義などを考えさせる。

第51図は「慕帰絵詞」中の乗馬の様子で、浄土真宗を開いた親鸞の曾孫、覚如の伝記絵巻の部分である。觀応2年（1351）までに完成していたとされる絵巻物で、当時の民衆生活・調度などを如実に描いた貴重な資料とされる。本図は、第五巻-大谷前室門外の場面で、馬に乗る僧（覚如）の姿を後方より描いている。

絵中の馬、髀の部分（左腰上）には「△」マークがあり、これが烙印（馬印）と認められている（文献8）。△印の烙印は、馬の左腰の上部付近あり、人の眼につきやすい部分といえる。この絵は烙印まで細かく描かれた数少ない例で、烙印の歴史を知る格好の資料といえ、実際に絵師はモデルの馬を見て描いたものと考えられる。

京の都、四条大路と東京極大路の交差する場所にあった釈迦堂に、一遍が逗留し踊念仏を興行した。貴賤を交えた都人が堂の内外に参集し、周辺は大変な雜踏になった。第52図はこの群衆の一場面で主人を待つ馬同士がいさかいを始めたところである。本図は「一遍上人絵伝」第七巻（東京国立博物館蔵）の京極四條釈迦堂の部分で、暴れる白馬の左髀「有」文字が大書されている。本絵巻では唯一烙印と推定される例である。

あご鬚を生やしたしゃくれ顔の男は暴れる白馬の御者



第51図 烙印のある馬の姿<sup>◎</sup>  
「慕帰絵詞」より筆者作画



第52図 「有」文字烙印のある馬<sup>◎</sup>  
「一遍上人絵伝」第七巻より筆者作画

であろうか。この男は「三鱗」文の着物を着ており、あるいは六波羅探題方の北条家中の者か。彼は左方のむちを持った男に声を掛けているようにみえる。「白馬」は身分の高い武士の乗馬で、その髀にある「有」文字はその位置から馬印と考えられ、焼印であった可能性がある。ただ、この絵巻では「有」は筆書のようにも見える。大振りの文字はそぐわない感もあるが、白馬に記すことにより威信を示すシンボルとなつたものであろう。但し、律令制の厩牧令では馬は左髀に印する規定であることに本例は外れている。右髀は牛の場合に印するとされていた。絵巻の描かれた鎌倉時代末ころには牛馬の分別が廃れたものであろうか（註1）。本絵巻の製作意図には馬印の示す乗馬の主が誰であるのかを示すためあえて記したとも思われる。しかし、それは本文の問題ではないので衣文服の男と有の馬印の内容には触ることはしない。

なお、「有」文字は円山遺跡の烙印の文字と奇しくも一致するが、遺物と絵巻の時代差が400年余あることから関連性は無く、また文字の示す意味も同一と考えることは合理的な理由がみつからない。この文字の意味についての研究は遺物と絵巻双方の今後の課題である。

実際の牛馬に印された烙印の実例は前述の描写以外にほとんど伝えられていないが、古代の烙印の実物は、埼玉県では円山遺跡の「有」例とともに深谷市（旧岡部町）の北坂遺跡から「中」文字の烙印例が発見された。他に群馬県・東京都・神奈川県などから十数例出土しているが、いずれも文字種は異なり（註2）、9世紀から10世紀の住居跡などから置き去りされたように発見されている（第18表）。

本来烙印の使用目的は消すことのできない永久の印を器物に附すことにより、その器物の帰属・所有を明示したものである。「厩牧令」の規定や当時の記録では、政府が管理する牧場で育てられた牛馬に施すことになっていた。また、校印に際して牧子の人手が足りなければ近隣の農民を使役させていた。

○牧駒犢校印條 「在牧駒犢 至二歳者 每年九月 國司共牧長對 以官字印 印左髀上 犢印・右髀上  
並印訖 具錄毛色齒歲 為簿両通 一通留國為案 一通附朝集使 申太政官」

○校印牧馬條 「須校印牧馬者 先盡牧子 不足 國司量須多少 取隨近者充」

この規定では、政府の管理牧場である「官牧」又は「御牧」では、育成した牛馬に「官」の文字を烙印し、一定の疋数を貢納させ伝馬や軍馬として乗馬・輸送など様々の用役に用いることを目的としていた。

実際に置かれた武藏国の牧は「石川牧」（東京都八王子市）、「小川牧」（東京都あきる野市）、「由比牧」（東京都八王子市）、「立野牧」（東京都府中市）などの官牧に加え、埼玉県内に所在が想定される「秩父牧」「小野牧」「石田牧」「阿久原牧」「檜前牧」の名が見える。しかし、未だ遺址の確定には至らず、なお文献に現れない小規模な牧や私的な牧の存在も想定され、東國での牛馬飼育は国・郡・郷・豪族・寺院など多方面での対応が予想されている（註3）。

円山遺跡の『有』文字の烙印は、令外の私印であり、官の牧場で使用されたものではない。急崖で区分された台地上に立地する本遺跡の位置を考えると周囲の尾根の一部や谷津を囲み土地を区画して牧とすることが容易な地形である。また、低地部であっても当時の台地下の沖積低地は和田吉野川・元荒川の自然堤防や中州状の場所である「島」を活用して牧とすることが容易であったと考えられる。九条家文書背紙に見える「牧津里」・「牧川里」の地名はこのような牧の実態を反映した名称と理解される（註4）。円山遺跡周辺での牛馬飼育でも、特に馬の飼育は誤りないところであろう。

円山遺跡の近辺に牧が置かれた背景には、牧の立地に適当な地勢的な要因のほかに交通条件の必然性があった。武藏国では8世紀後半まで官道「東山道武藏路」の行路が武藏国府から北上しており、埼玉北部では現国道407号に添うと想定すると、一定の距離で設置された「駅家」の一駅を古くから馬信仰の篤い妙安寺の所在する東松山市上岡付近に想定することができる。先の条里坪地名と烙印は、牧・駅家・古代道など

## 円山遺跡

の遺跡環境と馬との関わり合いを強く窺わせるものである。東山道武藏路は宝亀2年（771）には廃止され公の維持から離れるが、烙印と一緒に出土した須恵器などの遺物は、8世紀末～9世紀前半の時期を示している（註5）。このころは駅家に伴う官牧も廃止されたと推定されるが、牧場自体は地元の有力者に払い下げられるなどして、私牧となり存続したと想定される。その有力者は、私有地の開墾を進め大土地所有者となっていた富豪の輩であり、郡司やその一族などの有力者と考えられる（註6）。

次に円山遺跡の「有」烙印の造られた背景を私牧の様子と当時の牧場経営の面から考えてみる。第18表のように武藏国周辺での烙印はすべて文字種が異なる官印ではなく私印である。集落の住居跡から同時に出土する墨書土器に書かれた文字と一致する場合も知られるが、烙印の性格からすると烙印文字の意味は墨書土器の場合に想定されるまじない的な意味と考えるより所有や帰属を明示したとする方が妥当である。印文がすべて異なるということは、異なった多くの集団に帰属した牛馬の弁別を容易にする必要があったからに他ならない。当時の国史の記録や「類聚三代格」という法令集には、牛馬の放牧についての出来事や具体的な法令が示されている。古代の牛馬の飼育は自由放牧が普通で、基本的に官も民も、春夏期は繫飼（牧場内）で、秋冬期は放飼（牧場外）とした。春夏期は農作物の食害を防止するためと子牛子馬の産育のために、秋冬期は牛馬の群れを分散し森林・原野に越冬させることで交配も容易とした。牧は政府の用役に充てるため牛馬を飼育管理する牧場として設置され、必要な疋数の牛馬を貢納させていたのである。そのため、牛馬の習性と生活の周期をよく理解した上で自然な循環の中において実際の飼育を行っていたのである。実際、公への必要な疋数の貢納さえ満たせば実態は現地へ任せることで官牧も私牧へ移行していくとされる。

上記の裏付となる資料には「類聚三代格」の延暦15年（812）2月25日の禁令がある。

「太政官符 定百姓私馬牛印事 長二寸 広一寸五分以下 右 得上野国解稱 部内百姓等私馬牛印 過官印大 奸盜之徒盗取官馬 燒乱其印渝亡明驗 若不加嚴制 奸偽難斷者 右大臣宣 奉勅 所申憮理 宣下符七道諸國 令依法作 延暦十五年二月廿五日」

この禁令により、百姓の「私馬牛印」は、長（高さ）2寸（5.9cm）、広（幅）1寸5分（4.4cm）に決められたことがわかる。（ ）内は平安時代に使われていた大宝律令の尺度で1尺29.6cm、1寸2.96cmを基準としている。また、2月付での発布は、春先に牛馬を牧へ追い込み選別する作業をおこなう時期に当てており、横領を抑制する意図がみえる。また、この文意の背景には、①牛馬を放飼としていること、②帰属を明示するため、民間（百姓）でも自己の烙印（「私馬牛印」に当たる）を持ち使用していたこと。③放飼の制限はしていないこと。④そして私の烙印を悪用して官の馬牛を横領する者が多かったこと。前記の結果として、⑤全国に百姓の牛馬の烙印について大きさを制限したことである。

円山遺跡の烙印は、私印に間違いない。しかも、法量は法令の基準を逸脱し一回り大きく、この禁令に違反する。禁令の時期と遺跡の時期も一致することから、円山遺跡の烙印は、もはや公に使用することはできないこととなった。直ちに、隠匿あるいは遺棄されるべきものであり、実際に、円山遺跡での出土状況からは遺棄されたとみられる。

円山遺跡の人々が「有」の烙印を実際にどう利用したかは前記の想定域を出ないが、官の牛馬を横領した百姓たちとは、豪族や富豪の輩を含む人々であり、後に武士勢力として力を蓄えてくることが知られ、早番、彼らは荘官・地頭となり官の力を排除し、一方で自らの牧の領有・経営者となると、牧は軍馬育成の場、騎馬訓練の場とされていくと考えられる。東國での馬使い・就馬の党が興り、やがて「兵（つわもの）」として武士団化していく素地がここに整ったといえ、耕地とともに領有されるべき土地に加えられていく。公が官牧の経営を放棄した後も、牧は重要な武力養成の基地であり、関東での烙印が10世紀代まで存在する理

由の一端として、私牧同士での牛馬飼育とその所有を明示する飼育方法が変わらず採られたことを示している。

熊谷市内村岡は平将門の叔父でもあり、畠山氏の祖と仰がれる平良文の根拠地となっている。平良文は鴻巣市域に盤拠したとされる源経基の流れを汲む源宛と武力を競った逸話が「今昔物語」に載せられており、つわものの勇姿が描かれる一方、自らの郎党・所従を率い武士団化していたことも明らかであった。

(文責 新井 端)

- 註1 脜牧令には烙印の規定があり、官牧では二歳になった犢と駒はその年の9月に、国司・牧長の立会のもと、「官」の文字の烙印が印された。犢は髀（股の外）右腰上に駒は左腰上に付けることになっていた。中世までは△などの記号がみられるが、中・近世では家紋などの意匠が加わってくる。
- 註2 すべて牧用かの論議は残るが、烙印の文字種には「太・泳・上・丈・中・有・土・七・吉・井」などがあった。これらの文字が何に基づくものか不明であるが、所有者の表象として当時は周知であったはずである。
- 註3 古代の官牧の所在については、諸説あり決定していない。名称の変更も見られ、9世紀初頭に再編されたとも考えられている。遺跡についても確実な牧遺跡は未発見である。
- 註4 9世紀代の記録と考えられている九条家文書背紙に記された文書に「大里郡条里坪付」がある。現在の埼玉県熊谷市大里地域に該当する。条里に区分された地名が書き上げられており、牧に関連する地名が「牧津里」、「牧川里」がみえる。この二つの里は水辺に隣接したか川沿いの場所が牧とされたものである。脜牧令の「牧地焼草條」では、2月前までに草生のためを牧地の野焼を行うこととしているが、山林や竹林を除くとしている。これは山林などへの延焼を避けるためであり、牧地に適した場所として台地上の隔絶された地域や河畔などが利用されたものと思われる。また、馬を水辺の牧に野飼いしたことが広く行われていた例証として、民俗学の側から馬と水神についての関係が注意されている（「河童駒引考」）。
- 註5 円山遺跡の出土須恵器で「壺G」という徳利状をした長頸壺がある。限られた時期と場所からしか出土していないため、時期の決め手となるほかその興味深い性格が推定されている。生産地は駿河国西部（静岡県三島市周辺など）、武藏国北部（埼玉県南比企窯跡群）で、時期が8世紀後半から9世紀初頭という長岡京（京都府長岡京市・向日市）の造営前後に限られている。短期間に大量に作られた背景として、光仁天皇から桓武天皇の時代は、長岡京・平安京という新都の建設と東北経略という蝦夷征討の軍事を興しており、労役と兵事が重要な政策であった。壺Gはこの時期の都から東北への道々と多賀城などの城柵から出土している。当時の社会と壺Gの携帯性や耐用性から、「軍防令第6条備備条」の規定による「水桶」（携帯用の水筒）が壺Gと考えられている。おそらく、東国で挑発された兵士が整えた装備として、この壺Gを水筒として携帯したのだろう。東へは蝦夷征討の兵士が、西へは京を守る衛士がもたらしたものと考えられている。なお、水筒説以外には特产品的な容器、仏花器との説がある。
- 註6 かつての熊谷市域でも、承和12年（845）武藏国分寺七重塔を独力で再建した男衾郡司壬生吉志福正が富豪として記録されている。また、この時代、度々の征夷軍興により東國諸国では兵員・物資の徵発・運送に加え、富民をはじめ一般の民までが柵戸として数千人単位で蝦夷地へ強制的に移住させられている。

## 円山遺跡

### 引用・参考文献

著者・機関名	刊行年	論文名・図書名・巻号数
1 安田 初雄	1959	「古代における日本の放牧に関する歴史地理的考察」『福島大学学芸学部論集』第10号
2 石田 英一郎	1966	新版『河童駒引考』 東京大学出版会
3 小松 茂美 編 中央公論社	1978	『一遍上人絵伝』 日本絵巻大成 別巻
4 財 埼玉県埋蔵文化財調査事業団	1981	『清水谷・安光寺・北坂』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第1集
5 中原上宿遺跡発掘調査団	1981	『中原上宿遺跡』
6 神奈川県立埋蔵文化財センター	1982	『向原遺跡』
7 町田市小田急津野・金井団地遺跡調査会	1984	『町田市川島谷遺跡群』
8 宮本 常一 編	1984	『慕帰絵詞』『日本常民生活絵引』
9 財 群馬県埋蔵文化財調査事業団	1985	『藪田遺跡』 上越新幹線関係埋蔵文化財発掘調査報告書 第4集
10 群馬県	1985	『群馬県史 資料編4 原始古代 文獻』
11 調布市教育委員会 遺跡調査会	1987	『調布市中耕地遺跡』
12 埼玉県	1987	『新編 埼玉県史 通史編』
13 大里村教育委員会	1988	『北郭遺跡』 大里村埋蔵文化財調査報告書 第1集
14 大宮町教育委員会	1988	『上村田小中遺跡』
15 財 群馬県埋蔵文化財調査事業団	1989	『荒砥洗橋遺跡・荒砥宮西遺跡』 群馬県埋蔵文化財発掘調査報告書 第85集
16 妙義町遺跡調査会	1990	『古立東山遺跡・古立中村遺跡・八木連狸沢遺跡・八木連荒畑遺跡』
17 大里村 原島礼二 他	1990	『大里村史 通史編』
18 財 次城教育財団	1991	『金木場遺跡・向畠遺跡』
19 財 群馬県埋蔵文化財調査事業団	1992	『矢田遺跡』 III 群馬県埋蔵文化財発掘調査報告書 第131集
20 井上 尚明	1994	『コップ型須恵器－奈良時代の計量器について』『考古学雑誌』第79巻4号
21 新日本古典文学大系36 岩波書店	1994	『今昔物語集』卷25第3 「源充と平良文と合戦せること」
22 大里村南部遺跡群発掘調査会	1997	『大里村南部遺跡群 I』
23 大胡町教育委員会	1997	『大胡北部遺跡群・堀越中道遺跡』
24 日野市落川遺跡調査会	1997	『落川遺跡 I・II』
25 山中 章	1997	『桓武朝の新流通構造－壺Gの生産と流通－』『古代文化』VOL49
26 財 かながわ考古学財団	1999	『池子遺跡群IX No1-A 東地点・No1-A 南地点』 かながわ考古財団調査報告45
27 財 群馬県埋蔵文化財調査事業団	1999	『高浜広神遺跡』 群馬県埋蔵文化財調査事業団発掘報告書 第252集
28 平塚市遺跡調査会	2000	『構之内遺跡発掘調査報告書』
29 新訂増補国史大系 22 吉川弘文館	2000	『律・令義解』
30 財 埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2004	『下田町遺跡 I』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第296集
31 江南町・森田 僕 他	2004	『江南町史 通史編上巻』
32 独立行政法人 奈良文化財研究所	2004	『駅家と地域社会』
33 財 埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2005	『下田町遺跡 II』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第301集
34 財 埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2006	『下田町遺跡 III』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第319集
35 財 埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2007	『下田町遺跡 IV』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第320集
36 埼玉土器観会編	2007	『埼玉の弥生時代』
37 出縄 康行・熊谷市立図書館編	2009	『大里地区の考古資料』『1市3町合併記念誌 -新市誕生・指定文化財』
38 財 埼玉県埋蔵文化財調査事業団	2010	『宮町遺跡』 埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書 第367集